

令和7年

幸手市役所庁舎整備  
調査特別委員会

令和7年5月26日 開会

令和7年5月26日 閉会

幸手市議会

## 幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

### 委員

木村治夫	委員長	坂本達夫	副委員長
高野優一	委員	小泉圭司	委員
宮澤大地	委員	芦葉弘志	委員
四本奈緒美	委員	小林英雄	委員
松田雅代	委員	小河原浩和	委員
青木章	委員	藤沼貢	委員
大平泰二	委員		

### オブザーバー

枝久保喜八郎	議長	本田謡子	副議長
--------	----	------	-----

### 執行部

総合政策部長	春田松司
政策課長	中野仁美
政策課主査	小野寺学
政策課主査	小寺翔
政策課主任	矢崎勇生
政策課主任	日高未奈子
財政課長	山本悟

### 事務局

議会事務局長	木村博
主席主幹	市川孝之
主査	細淵和真

○委員長 開会を宣する。

(午後 3時30分)

○委員長 それでは、委員の皆様におかれましては大変お疲れのところご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は13名です。

定足数に達しておりますので、直ちに幸手市役所庁舎整備調査特別委員会を開会いたします。

前回に引き続きまして、総合政策部長、また政策課長及び財政課の職員に出席をいただき、幸手市庁舎整備基本構想について質疑、応答を行いたいと思います。

なお、本日の第4回庁舎整備特別委員会においては、おおむね1時間程度と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手を願います。

テーマというか、前回の第3回の質疑、応答が不十分であったというご意見もあったものですから、おおむねもう一度ご発言がなされていない方もおられたというご意見もございましたので、今回はそういう形を取らせていただきました。よろしいでしょうか。

○高野委員 前回も質問はさせていただいたんですが、今回ちょっと幾つかやはり聞きたいのが、現庁舎、場所です。場所について現庁舎が優先順位が高いと。今、この場所に建てるといったときに、駐車場に仮庁舎というようなお話がご答弁でされていたかと思うんですが、私なりにちょっとイメージを膨らませてはきたんですが、どうやってもちょっとイメージが私には湧かないんですよ。

ここに仮庁舎を建てるというのが、ちょっと私、イメージ湧かないです。プラスアルファ金額がどれくらいかかるのか。実際にその手法を取ったときにその数字も出ていないと。実際に出ていないんですよね。

夏までには話を進めたときに、場所はもうここでやるんだといって金額の話も出ないで、最後これだけかかりますという話だと私は承知できないんです。

ですから、もうちょっと丁寧にお答えいただいて、ここがベストなんだと思えるような回答をいただきたいというのが質問です。

○政策課長 今、仮庁舎の話がございましたが、仮にこの現庁舎敷地に整備をするとなった場合には、この敷地の中にどのような場所にどういうふうに住てるのかというのは、まだ決まったものではございません。そちらについては、基本計画の中で詰めていくものですので、決まったことではないので今の段階では何とも申し上げかねます。

あとは、先ほど仮庁舎の金額の話もございましたが、これは前回の特別委員会でも申し上げたことなんですけど、今回の基本構想の中の評価においては、事業費も本当に大切な項目だとは思いますが、それだけではなくて、いろいろな視点から評価を行ってございます。いろいろな視点から評価を行った中で、総合的にやっぱりベストな土地が整備敷地と決定する必要があると考えてございますので、総合順位で一番高かった現庁舎敷地が有利になっておりますので、そちらを尊重していきたいなというふうには考えてございます。

○高野委員 多分このやりとりというのは平行線になっちゃうのかなと思うんです、正直。それしかきくと答えられないですよ。その答えに対して、私も承知できないんですよ。そうかなとは言えないんです。内容が内容ですから。

言い方あれですが、この間もちょっと言いましたが、庁舎を建てて、もうみんなここにいる人、その後なくなっちゃいますからね、誰も分からない。本当にそれがよかったのかどうかというのは誰も検証できない、ここにいる人というのは考えたときに、責任があるわけですよ。

もっと本気で考えなくちゃいけない問題だと私は思うんです。今のご答弁で、はい、分かりましたとは到底私は言えない。それをご理解いただきたいんです。

だから、最低限数字は出してもらいたいな。予定では50億円だ、60億円だという話ですが、実際スタートして倍になるって絶対普通にあり得る。今の状況ですと資材高騰も含めて、誰がそれを責任取るんだ。

そういう話も含めて、今後出てくるでしょうから、自分もうちょっと時間をかけて決めてもらいたい。8月にある程度の結論を出すというのは時期尚早だと私は一貫して考えています。

○政策課長 事業費については、ここは平行線になってしまうと思うんですが、基本構想の

候補地比較の中で、事業費についても比較は項目として設定してございます。その中で、先ほど仮設庁舎のお話があったので申し上げますと、仮設庁舎についても、二重丸、丸ということで、ここの庁舎以外は二重丸になっていると、それは敷地が広いといえますか、ということもありまして、仮設庁舎を建てる必要がない。

ただ、こちらについても空いているところに庁舎を整備することが可能性としてはできますので、仮設庁舎については必要となる可能性があるということで、1つの丸にした経緯がございまして、そこでの比較はきちんと基本構想の中でさせていただいておりますことを申し上げたいと思います。

○高野委員 仮設庁舎、今、お答えいただいたのも全てを理解はできないですが、分かります、一部は。ただ、普通に考えて、ほかの候補地であれば現庁舎を使ったまま、ほかの候補地で決まった場合は、建てて、それから引っ越しをして壊す、これはもう一番きれいなわけですよ。

冒頭にも言いましたが、敷地の中に仮庁舎を建てるというイメージが湧かないんです、本当に。自分なりにどこに建てられるんだろうというのがあるわけです、本当に。

仮に何か示してもらいたいわけです、それですら。例えば、この敷地の中に大枠でもいいですよ。どこら辺に建てて、どこに仮設を建てて、駐車場は来庁される方の駐車場はどこに確保してという、大枠でも示してもらえれば、まだ納得できる部分もあるかなと、自分はですよ。言葉だけだと全くイメージが本当に湧かない、自分は。何か示してもらえらるであれば、示してもらいたい。

○政策課長 今、仮設庁舎の話になっておりますが、ちょっと少し視点を変えて、庁舎の整備、新しい庁舎を現庁舎敷地で建てる場合に、どういった建て方ができるか。いろいろ考えられると思うんですが、先ほど来申し上げていますように、そちらの詳細については、基本計画の中で詰めていくものになりますが、例えば新しい庁舎を今の空いている駐車場のスペースのほうに建てられるということも、去年業務委託を行った委託業者からは確認しておりますので、この言葉どおり、空いているところに建てられるという確認はしてございます。

○高野委員　すみません、私もここで今、はい、分かりましたって納得ちょっとできないですよね。ほかの皆さんもいますから、ここで時間を取るわけにも、一人で取っちゃうわけにもいかないんで、また改めてお話が個別で聞ける部分があれば、ちょっとまた聞かせていただきたいなというふうにも思います。

私のほうは一旦、以上で閉じます。

○委員長　続いて質疑のある方、挙手願います。

○松田委員　確認なのですが、私、ここに仮設の建物を建てるというイメージがなかったんですが、現地にやる場合は仮設庁舎を建てて、さらに本庁舎を建てるという、そんな構想でよかったですか。

○政策課長　仮設庁舎を建てるか建てないかというのは、まだ全然決まったものではなくて、こちらの敷地で庁舎整備をするとなった場合には、まずこちらの敷地でどのような位置で庁舎を整備していくのかというところも検討をしていきます。その中で、私どもとしてはなるべく安価に身の丈に合った庁舎をつくりたいなというふうには思っておりますが、そこは基本計画の中でもんでいくものですので、決して仮設庁舎を造ることが決定しているということではございません。

○松田委員　庁舎の在り方検討委員会でしたよね、そこに諮問して答申出していただいたということですが、そこで出された資料とか、そのようなものが多分それが検討された結果、答申になっていると考えたときに、我々、閲覧とか配付とかというのは求めることができるんですか。ホームページに資料そのものって載ってましたか。もし、載っていなかったら、我々、せめて閲覧のところまでぐらいはしない。

そうすると、何に対してどういう議論がされたかというのが分かると、課題なのか、それとも解決なのかというところの判断ができると思うんです。課題がどの程度、今、判断できるのかという材料になると思うんですが、そういうことは可能でしょうか。

○政策課長 幸手市のホームページには議事録は公表しておりますが、資料は公表してございません。ただ、議事録の中には審議会の中でのやり取りは全て記載しているものが全てですので、そちらが全てなのかなというふうには考えてございます。

○松田委員 私もそんなにかっちり見て、全て覚えているわけではないんですが、さっき高野委員からもありましたが、例えば、ここに駐車場をどうするんだとかというのも、委員長にそういう質問が出されて、委員長、大丈夫ですとおっしゃっているんだが、なぜ大丈夫かとかいうエビデンスの部分というのは、議事録の中には載っていなかったと認識しているんです。

今、多分、高野委員なんかも、そのところの一体どんな材料がどう検討されて大丈夫だということになったのかという部分、これをやっぱり検証しないと、次、前へ進みにくいという認識ではないかと、私は勝手に、私はそうなんで、あれなんです、そうなったときにかなりな分量の資料だと思うので、それを配付してくれというのはなかなか難しいとは思いますが、せめて閲覧できるような状況で、まずは確認をするような機会をいただけたらいいのかなというふうに、私は思うんですが、皆さんどうかということと、そういうことは可能かということいかがでしょうか。

○政策課長 今、図面的なものですか、お言葉が出ましたので、その点については、たしか記憶の中では審議会の中でもそういう求めはございませんで、言葉のやり取りはございましたが、資料というのは特に求められたものはなかったと思います。

○松田委員 閲覧は可能かどうか。だって、エビデンスがなく、審議会が言葉だけでなんていうことになると、余計我々どうしようかという話で、やはり何かきちんとした資料として、検証するための資料は準備されていたとは思いますが、事務局としても。それはちょっと閲覧に供していただけるといいのかなと思うんですが、そうすると説得、納得、どちらなのかわかりませんが、我々判断するのに、判断しやすいかなというふうに思うんですが。

○委員 長 休憩を宣する。 (午後 3時47分)

○委員 長 再開を宣する。 (午後 3時49分)

○政策課長 先ほど来お話がありました図面的なものですが、審議会では口頭ですが、先ほど仮設庁舎ですとか、庁舎の整備について、どういった建て方ができるのかというお話があったんですが、私のほうで、口頭で基本構想の中では、庁舎の整備面積をマックスで1万平米とうたっておりますので、1万平米の建物が建てられますよというところは口頭で説明をして、審議会のほうでは納得をいただいておりますので、特に審議会のほうで書面的なものを配付したという経緯はございません。

○松田委員 審議会に配付しなくても、市として資料を用意していますよね。検証するに値するよな。ここに決めるといったときに、さっきの工事をするとなったときに、どの程度の負担感があったりとか、あるいは音もかなりひどいですから、仮庁舎建てないで、ここでやるとなったら、その辺の音なんかも、工事の音とかもかなり出てくるわけじゃないですか、工事車両が入ってくるとか、それは確かに議事録の中では大丈夫ですよと委員長もおっしゃっていたんですが、大丈夫という根拠として、何かやっぱり検証した資料というのがあると思うんです。

検証された資料、それを我々も同じベースでくださいとは言えないかもしれないので、せめて閲覧できるという環境をつくっていただけると、それぞれが、ここ課題かなと思うところをそれぞれの委員が勉強したり、検証したりして、それで次に向かっていかないと、空中戦でやっても前に進めないような気がするんです。

そここのところの整備をできればお願いできたらなと思うんですが、委員長、お諮りいただけますでしょうか。

○委員 長 休憩を宣する。 (午後 3時51分)

○委員 長 再開を宣する。 (午後 3時57分)

○総合政策部長　まず、1点、駐車場の関係でいいますと、敷地の面積がこうで、駐車場1台当たりこうでというような議論をした記憶は確かにございます。それで、全体がこうだ。ただ、今後、車社会は減少していく傾向にあるのだから、あえて大きな駐車場を造る必要はないよねというような意見もあったのは記憶しています。

なので、そういう議論をきちんとさせていただいて、ただ面積、具体的に何台というのは今回の計画でも出していますが、その計画の何台で基本的に足りるか、足りないかというような話も議論で出て、これで問題はないだろうということで、今回、基本構想には出して、評価基準に流れていっているというものですので、全体のそういう議論の中から、最終的にこういう個別の議論に入っているというところはございます。

なので、1個1個これがこうだからこうですよねというようなところまでの個別の資料というんですか、そういうのは部分によっては専門的な委員たちが多くいらっしやいますので、そういう人たちの知識をお借りしながらつくったとか、あとは委託業者から知識をもらいながらつくったとか、そういうものがございましたので、個別に1個1個の資料を出してくださいというような形になると、全て出せるかどうか難しいところになるかとは思いますが、その辺の議論はきちんとした上で、評価基準というのは決めさせていただいています。

ですので、事業費についてもこのような形で総合評価という形で出させていただいて、市役所は、今回は事業費だと2番目というような形で順位をつけている結果にはなっています。

仮設庁舎、先ほど来言っているように、仮設庁舎が必要かどうかというのは、もう本当に基本計画の中で議していく形になりますので、向こう側に本庁舎を建てさせていただいて、そこによっころしょと1回引っ越すというのであれば、仮市庁舎は必要ないですし、その後に壊してここを駐車場にするとかというのできるのであれば、経費が一番安く済むので、そういうところは基本計画の中でしっかりと議していきたいという形です。

その際にも本庁舎を向こうに建てちゃうと、実際駐車場がゼロになっちゃうので、そういうときはどこに駐車場をとという話も出ていたりもしていましたが、職員が今、止めているようなところもございますので、敷地的にはあるんじゃない

かというような議論の下、こういう結果にはなったという形を記憶しています。

- 松田委員　ほかの方に譲りますので、あと1点だけですが、工事の車両が入るかとか、入らないかという議論もされていたりとか、資材を置いたりとか、そういうふうなこともあったと思うのですが、そういうのを具体的には検証されたのではなく、例えば内輪差だとかそういうので、どのくらいの大きさの工事車両なら入るよとか、その程度のところの専門家の方が大丈夫ですよとおっしゃっているということなのですが、そのような感じで議論が進んだということなのかということですが、その中で、工事車両が入るということは、確実に問題ないという認識でよろしいんですね。

- 政策課長　専門知識を要する委託業者のほうには確認してございます。

- 委員長　続いて質疑のある方は挙手願います。

- 芦葉委員　概要版の右上の基本構想の位置づけというところで、基本計画、基本設計、実施設計、着工となっていると思うんですが、答えられる範囲で、あと基本構想の46ページに現庁舎でいきたいというのが再三出ているわけですが、現庁舎の表の7の2に残存耐用年数は3年、46ページの耐用年数のところの表の7の2のところには現庁舎は耐用年数が3年となっていると思うんですが、構想が出来上がって、今後基本計画、基本設計、実施設計、着工といくに当たって、担当課としてとか、執行部としてどのような計画、なるべく早くいきたいという思いは皆さん同じかと思うんですが、どのようなスケジュール感で考えているのかお聞かせいただければと思います。答えられる範囲でいいと思いますが。

- 政策課長　一般的な話、今、基本計画の予算もご可決をいただいて、今年度、来年度でまず策定をする予定としてございます。その後に基本設計1年、実施設計1年、一般的に考えますと1年、1年、その後に最短で事業に着手できるのかなというふうには考えてございます。

先ほど46ページの残存耐用年数の話もありましたが、これはそちらの上に物理

的耐用年数の説明が書いてございますが、比較をするに当たって、そちらを使っております。ただ、60年たったからまるっきり使えなくなってしまうということではなくて、あくまでも比較をするために使用をした数字となっております。

ただ、やはりこちらの庁舎なんですけどis値(耐震診断基準)が足りないということで、なるべく早く私どもも整備に着手したいと思っておりますので、そのあたりは議員の皆様にもご理解をいただきながら、できるだけ早い段階で進めていきたいなというふうには考えてございます。

○芦葉委員　まとめますと、再三言われていたのが、本年8月にある程度計画に入っていくということでは言っていたと思うんですが、8月に場所、また計画の着工するに当たって、8月までに基本計画、8月に決めるから9月から基本計画になると思うんですが、計画1年、基本設計1年、実施設計1年で、約3年後に着工ということの認識でよろしいでしょうか。

○政策課長　基本計画は令和7年度、令和8年度の2か年でと考えてございます。

○芦葉委員　ということは、2年、1年、1年の4年後に着工していくということ、年度で考えていくということですかね。

○政策課長　一応、1年、1年、令和7年、令和8年で基本計画、一般的に申し上げますと、その後に基本設計、実施設計、1年、1年かかりますので、最短ですとその後に着工できるのかなというふうには考えてございます。

○芦葉委員　最短で令和11年ぐらいに着工していくという考えということですね。

先ほど説明がありました46ページの一般的に60年ということで、経過年数が57年たっていて、残り3年ということの認識ですよね。議会をやっていて、議場がかなりもう震度6強が来たら厳しいというような、いろんな方のご意見とか、専門業者が見てもそうなっていると思うんですが、今後、市長がよく言うスピード感を持ってやるということでは、もうどんどん進めていくというのが必要なのかなと感じました。

○委員長 続いて質疑のある方。

○小泉委員 先ほどからお話があった幸手市庁舎の在り方検討審議会の内容についてなんですが、議事録を拝見しますと、審議会の議長の役割として、いろんな方の意見を取りまとめて審理していくというのが審議会の議長の役割だと思うんですが、審議会の議事録を拝見しますと、審議会の議長が、市庁舎というのは、市街地の徒歩で歩ける範囲にあるべきだというふうなお考えをお持ちの方のようなご発言があって、いろんな委員会の方々が発言をされているものを全て却下を、却下といえますか、自分の意見のほうに持っていくように進められているような文面を多々見受けられるんです。

実際に審議会に参加していた方の話を伺っても、やはり何を言っても却下されちゃって、審議会の議長の方針に従って話が進められちゃうから、何を言っても駄目だ、無駄なんだとあって、もう言わなくなったというご意見を何人かからお聞きしたんです。

審議会に参加していた方々から、ちゃんと公平性を持って、ちゃんと意見聴取ができたのかというのがちょっと疑問に思うんです。

だから、そういった部分があったりするので、いささか審議会で出された内容が、ちょっと納得性がいかないんじゃないかという不信感につながっているんじゃないかというふうに考えるんですが、その辺は参加されていたと思うんですが、審議会の議長の進行についてどうお考えかお伺いします。

○政策課長 審議会議長の進行についてでいらっしゃいますでしょうか。

会議の中では、委員の皆様から様々なご意見が出てまいります。その中で、議長は役割といたしましては、会議の円滑な進行ですとか、最終的に議論をまとめていく役割もございますので、そのあたりは皆様の発言を受けた上で、最終的にはまとめていただいたかなと思っております。

あとは、先ほど小泉委員のほうから、委員の方にお伺いしたがというお話もあったんですが、それがちょっと私どもはいつ、どういったところでそういうご発言があったのかというのは把握してございませんので、そのあたりについては答

弁しかねるのかなというふうには考えてございます。

○小泉委員　よかったら審議会に参加していた方々から、参加してどうだったかというのを聞き取っていただければというのが正直思うところです。

本来であれば、先ほどおっしゃっていたように、いろんな方々の委員の方の意見を取りまとめて進めていくような形だと思うんですが、議長が自分の持論である徒歩で行ける範囲にあるべきだということが、推し進められていたようには感じなかったですか。

○政策課長　専門的な観点からいろいろご発言いただいております。ただ、私どもとしては、最終的に審議会の中で合意の上、承認をいただいていると認識しておりますので、特に先ほどおっしゃられた公平性の部分とかに不備があるとかというふうには、決して考えてございません。

○小泉委員　合意というのは異議なしという部分のことをおっしゃっているのでしょうか。

○政策課長　おっしゃるとおりです。

○小泉委員　そもそも今回の基本構想においては、本庁舎と、あと今、ウェルス幸手と第二庁舎に関してのものは離れているという記述だけであって、それをどうするかというのが示されていない状態ですよ。

そもそも基本構想において、庁舎、分散している第二庁舎とウェルス幸手に関しては、どうするかという方向性もあったほうがいいとは思いますが、そうしないとやっぱり進めるのに支障があるのかなと感じるところなんですけど、なぜそこら辺は入っていないんでしょう。

○政策課長　まず、市庁舎の整備事業については、平成30年度の庁議において、こちらの本庁舎については、耐震性が低いということで建て替えを方針決定してございます。

施設を整備する際には、幸手市公共施設等総合管理計画というものがあるんで

すが、そちらの中にある基本方針に基づきまして、施設の集約化ですとか、複合化を検討していきます。それを踏まえまして、基本構想にもそのように記してありまして、基本計画の中でその辺の集約、複合化については検討していく流れとなってございます。

○小泉委員　今、言っていた複合化ですとか、様々な要件があつてこそその本庁舎の計画になるかと思うんですが、複合化するに当たって、ほかのいろいろな施設と合わせたときに、広さとかも変わってくるのではないかなと思うのですが、それがどういった部分と複合化するかというのを方向性を示してから決めないと、用地の広さだって流動的に変わるのではないかなと思うのですが、その辺はなぜ場所を先に決めてしまうんでしょう。

○政策課長　まず、庁舎の規模ですが、庁舎に必要な規模ですが、基本構想の22ページ、第4章に庁舎に必要な規模ということで検証をしております。そこでは、国の基準ですとか、あとは類似団体の面積等々を鑑みまして、どのくらい面積が必要なのかということで、最終的にまとめたものが、幅はありますが、2,800平米から1万平米ということになってございます。

なので、その中でどういったものが複合化できるのかということを検討していくのが基本計画。流れ的には、まず必要な規模というのが記されてございますので、その中でどういったものを検討していくかという流れになってございます。

○小泉委員　その中の範囲で収まるものしか入れないという、そんな感じになるわけですか。

○政策課長　入れないといいますか必要な、第4章のところをご覧いただければ分かるかと思うんですが、職員の人数ですとか、あとは類似団体の面積から考えますと、このくらいの規模が必要ですよというところがいろいろ検証しておりますので、それに基づいた数字としてございますので、私どもとしてはその範囲内で実施していく。

○小泉委員　それは本庁舎の人数ですとか、広さの話ですよ。複合化となったら別の施設

が一緒に入るんだから、それはプラスアルファになるんじゃないですか。

○政策課長 本庁舎の人数もやっておりますし、全体の職員の人数からも積算してございますので、ご確認いただければと思います。

○小泉委員 それは本庁舎の職員の人数の話であって、複合施設として利用するのであれば、複合施設の使用する広さであったりという部分も追加でなってくるんじゃないんですか。

○政策課長 本庁舎の職員数と市全体の職員数でも検証してございます。  
本庁舎以外の職員を含めた市全体の職員数でも検証してございます。

○小泉委員 それは、市の職員しか対象にしていない複合施設という意味なんですかね。ほかのものと、例えば今、保健所にしても老朽化が進んでいるじゃないですか。そこら辺を複合化をするに当たっては、それは市の職員じゃないので換算されないですよ。

そういったいろんなほかの民間の施設であったり、いろんなところと複合化すれば、それだけ市の負担じゃなくて、ほかのところから費用を持ってこられることだって可能じゃないですか。そういったものをするのであれば、広さだとか、そういったところも柔軟に捉えられるようなところにしておかないと、範囲が限られてしまうんじゃないかということをお話をさせていただいているんですが。

○政策課長 基本構想の30ページをご覧くださいければと思います。

先ほど来説明しております第4章の部分、庁舎に必要な規模の中になります、30ページの4の2で他市町の事例による庁舎規模とございます。こちらについては、附帯機能がある自治体の例も検証しております、そのあたりも含めた検証となっておりますので、決して市職員だけということではないという認識です。

○委員長 続いて質疑のある方。

○四本委員 幸手市庁舎の在り方検討審議会のほうで諮問を市長のほうからあって、答申があったわけなんです、答申の3番のところでは、整備敷地については、基本構想において、あと消防、事業期間、事業費、交通アクセス、施設連携・複合化、法令及びその他の7つの項目から多角的かつ客観的に検証を行い、現庁舎敷地が最も評価の高い敷地となった。

今後、可能な限り早期に整備が実現できるよう、検証結果に基づき、事業を進めていただきたいという、こういう明確なこの場所でやるのが一番評価に値するという結論を在り方検討会が出したということは、私の認識としてはもうこの場所がベストな場所で、これで進んでいくのかなというふうに、そういうふうに思っていたんですが、8月までに場所を執行部のほうでも検討されるということで話があって、検討していくというようなお話があったんだと思うと、ここが変わる可能性というはあるんでしょうか。執行部のほうでそういう可能性というはあるんでしょうか。あるいは検討会の結果に対して。

○政策課長 在り方検討委員会の答申ですので、決定は最終的に市で行います。

ただ、やはり基本構想はいろいろな根拠に基づき評価をしておりますので、その評価というのは大きく中身というのは今、現状として12月に策定したものになりますが、大きく変わった部分というのはございませんので、やはり尊重して決めていくべきものというふうには考えてございます。

○四本委員 今、議会のほうの意見もという、聞いていただいているところだと思うんですが、そうしましたら、本当に基本的にもうここの場所を最優先で様々決めていくということを執行部のほうでは考えているということで、再確認ですが、それでよろしいでしょうか。

○政策課長 幸手市庁舎の在り方検討審議会から答申が出ている、先ほど読み上げていただきましたが、そういった附帯意見もついておりますので、そのあたりは尊重しながら前に進んでいければというふうには考えてございます。

○四本委員 私のこれを読んでの理解なんです、幸手市庁舎の在り方検討審議会って市民

の皆様の代表の方が入っていらっしゃるし、また専門家の方もしっかり入っていらっしゃるって、基本構想もしっかりつくられた中での答申であるので、これは最有力の意見というか、これを私たちのほうで、これを覆すことということはあり得ないんじゃないのかなというふうに思って認識している次第なんですけど、具体的にこれからやっぱりしていかななくちゃいけないのは、本当にさっきもありませんでしたが、どこの位置にというのを最低限の予算で位置決めというような、そういうのとかもあるかと。

また、消防署とか、また公民館とか、今、複合施設ってあったんですが、あと一番大事なのはウェルス幸手のほうにある保健福祉施設のほうをどうするかという、この間の特別委員会のときも質問させていただいたんですが、やっぱりこちらに持ってくるのか、もし持ってこないのであれば、そこのアクセスというのを本当に市民の皆さんが負担にならないようなものを考えていった上でここにするというふうにする。また複合かもどこまで進めているかという、そういう本当に具体的なことが今後、また示していただければいいかなというふうに思っております。

消防署とか、今の段階で、今、言った消防署やら、公民館とか、あと保健施設、こういうのは、どのようなふうにしようか考えていらっしゃるかとありますでしょうか。

○政策課長 基本計画の中でしっかり検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長 続いて質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。

今、副委員長から、議長、副議長は発言をしておりますがという意見が出ましたが、オブザーバーという解釈でしょうか。

今、副委員長のほうから、ご意見がまだ出されていない方がいるかということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○小林委員 再度確認ですが、やはりどうしてもこれを読んでいると、やっぱり皆さん同じ考えの方もいらっしゃるんですが、この敷地ありきという形にちょっと見えちゃうんですが、それを今から、先ほどもありましたが、変えるという方向にし

たら、そこでまたそれで時間がかかると思うんですよ。

その辺って時間がかかっても、ほかの場所がよいんじゃないんですかということが出た場合に、それは変えていくことは可能なんですか。

○政策課長 まず、この敷地がありきというお言葉が出たんですが、私どもとしては一体どこが具体的にこの敷地ありきなのかというところが分からないので、そのあたりについては、ちょっと答弁は申し上げられないのかなというふうには思いますが。

○小林委員 ありきじゃなくて、ここ優先という形で考えていらっしゃるんですか。

○政策課長 こちらの評価については、決してここを優先として考えているわけではなくて、ゼロからの段階で評価をして、積み上げの結果、総合順位がこちらの現庁舎が最優先、上位となったものですので、そのようにご理解いただければと思います。

○小林委員 そうすると、そういう答弁いただくとここなんだろうなというふうに思えてしまうんですよ。例えば、だからアスカル幸手のところに建てるとなった場合のときですが、それって可能なのか、可能じゃないのかというのはどうお考えになりますか。

○政策課長 幸手市庁舎整備基本構想なんですけど、いろんなプロセスを経て作成したものです。なので、私どもはこの評価を覆すような理由が、私どもには見当たりませんので、そういったもし本当に根拠を覆すような何かが出てくればの話ですが、今の段階では、この基本構想ができてから4候補地に大きな変化はございませんので、そういったものはなかなか難しいのかなというふうには考えてございます。

○小林委員 何か出てこないということなんですね。小泉委員とも一緒になっちゃうんであれなんですけど、分かりました。了解いたしました。

○委員長 続いて質疑のある方は、よろしいでしょうか。

○坂本委員 複合化には何が入るか、あるいはウェルス幸手をどうするんだとか、それはこれからの基本計画の中で考える。ただ、場所はここですよというふうなのは理解しづらい。何が入るか分かって、それはここに入るのかどうかというふうなことが分かれば、ここでもというふうなことにはなるんだが、何が入るか分からないが、取りあえずはここですよというふうなのは理解しづらい、私はね。

何かその辺コメントいただけますかね。

○政策課長 前回の特別委員会の中でもお話したかと思うんですが、敷地を先に決めるのか、それとも入れる機能等々を先に決めるのかという話にはなりますが、まず基本構想の中では、必要面積を出してございます。必要面積マックス1万平米については、4候補地全てで建てられるといった確認もしてございます。

その中でなんですが、それ以外にもいろいろな評価をして、こちらの現庁舎が一番高い評価になっているわけなんですが、敷地によってやっぱり土地の持つポテンシャルというのも違いますので、やはり先に敷地を決めないと、どういったものを入れるのかというのもなかなか決まっていきません。

他市の事例を見ましても、やはりどこも敷地を決めてから、どのようなものを集約化・複合化するのかというのを決めてございますので、私どももやはり敷地を決めてからでないと、その先に進めないという認識でいるものです。

○委員長 続いて質疑のある方はよろしいですか。

それでは、おおむね1時間という経過が近くなっておりまして、これまでの幸手市庁舎整備基本構想について、質疑、応答、2回ほど、3回、4回と今回も含めまして受けてまいりましたが、特別委員会として今後の進め方に対しまして、さらにご質問とご意見等があらうかと存じます。

そうした中で、6月2日月曜日までに議会事務局のほうに各委員の皆様のご質問、ご意見等を出していただければと思っております。よろしいでしょうか。

○松田委員 もう、意見ではなくて、幸手市庁舎整備調査特別委員会の設置に関しては、目的は庁舎整備に係る諸事項について、調査研究するということなんですよね。だから、ここがいい、あそこがいいのという意見ではなくて、やっぱり書いてある

ことの調査をするというのが、我々の仕事なのかなというふうに認識するんですが、ここで何回も何回も皆さんの意見を執行部に届けても、ちょっと同じ堂々巡りになるんじゃないかなという気がします。

○委員長 今、松田委員からもご意見がございましたが、6月2日までに議会事務局のほうにるる皆様のご意見が出していただければ、そして、次の協議、委員会ですが、次回は6月11日、質疑の日の質疑終了後に第5回目の幸手市庁舎整備調査特別委員会を開催したいと思っております。

そして、その中で6月2日までにご意見、ご質問等出していただいたものに対して、執行部からの回答をさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「6月11日」と言う人あり〕

○委員長 6月11日質疑の終了後に第5回目の幸手市庁舎整備調査特別委員会を開催をさせていただきたいと思っております。11日です。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問等は、るる今まで議論してきた中で、質疑をしてきた中で、皆様、方向性なりいろいろとあると思いますが、そうした中でここだけは聞きたい、そういうところがあるかと思えます。そこを深掘りするというのも1つの質問事項かと思えますので、ご理解いただければと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 延会を宣する。

(午後 4時30分)

幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

委員長